

(別紙2-1)国土交通省新営一般庁舎面積算定基準による必要面積の試算

「国土交通省新営一般庁舎面積算定基準」は、官庁施設(国家機関の建築物及びその附帯施設)における利用者の利便性の確保と執務能率の増進を図ることを目的に、企画立案において一般的な事務庁舎の事務室等の面積を算定する方法を定めたものです。

なお、官署ごとに固有の業務に必要な諸室については、実情に応じて必要な面積を適切に算定する必要があるとしています。

国営施設の基準であるため、基礎自治体である本市の機能について必要と思われるものは、現庁舎の対象室面積から算出するとします。

(㎡)

区分	職員数	換算率	換算職員数	基準面積	標準面積	小計
事務室	(補正)下記小計+10%					
局長級	3.0	18.0	54.0	3.3	178.2	1,982.7
部長・次長級	6.0	9.0	54.0		178.2	
課長級	22.0	5.0	110.0		363.0	
補佐級		2.5	0.0		0.0	
係長級	54.0	1.8	97.2		320.8	
一般職	219.0	1.0	219.0		722.7	
その他 ※	15.0	0.8	12.0		39.6	
小計	319.0		546.2		1,802.5	
会議室等						1,481.2
倉庫	事務室面積×0.13					234.3
交通部分	玄関、広間、廊下、階段室等:上記面積の合計×0.35					1,231.3
小計①(国交省基準面積)						4,929.5
国交省 基準面積 以外	議会関係諸室		現庁舎面積より算出			500.0
	窓口機能					100.0
	業務支援機能					350.0
	大会議室等(兼災害対策機能)					500.0
	健康センター機能					1,000.0
共用部	(窓口機能+業務支援機能+大会議室等)×0.35					332.5
小計②(議会関係諸室及び固有業務室)						2,782.5
合計(小計①+小計②)						7,712.0

※ その他職員は本市のヘルパー職員を指し、基準には換算率が定められていないため  
独自基準として、換算率0.8とする

基準を基に算定した面積	7,712
車庫(土木部300㎡+その他車庫300㎡)	600
合計	8,312